

# ユネスコの遺産事業と公園事業

編集：江別ユネスコ協会（事務局－江別市教育委員会生涯学習課内 ☎011-381-1069）

**遺産事業と公園事業** ユネスコ（国際連合・教育科学文化機関）は、貴重な文化財や特色ある自然環境などの保護・保全に関連して、様々な事業を実施しています。その主要なものを、遺産事業と公園事業にまとめて概要を記述し、ユネスコ協会会員の学習活動及び広報活動上の参考資料とします。

## 1. 世界遺産

世界遺産（World Heritage）は、1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（略称：世界遺産条約）にもとづいて「世界遺産リスト」に登録された文化財、景観、自然環境など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件のことで、移動できない不動産が対象になっています。その中の文化遺産を世界文化遺産、自然遺産を世界自然遺産と呼ぶことがあります。文化遺産と自然遺産の両方の特性を持つものを、複合遺産と呼びます。

登録は、条約締結国総会で選出された21か国の委員国による「世界遺産委員会」の審議を経て決定され、その際、文化遺産は諮問機関の国際記念物遺跡会議（ICOMOS）の、自然遺産は国際自然保護連合（ICUN）の現地調査と勧告を受けます。紛争や災害などでその保存が脅威にさらされている遺産は「危機遺産リスト」に登録され、国際的な協力を仰ぎます。世界遺産条約の締結国は2020年7月現在194か国で、登録物件は1,121件です。（文化遺産869、自然遺産213、複合遺産39）

日本は1992年にこの条約の締結国になり、現在、文化遺産19件、自然遺産4件を保有しています。

## 2. 無形文化遺産

無形文化遺産（Intangible Cultural Heritage）は、2003年のユネスコ総会で採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」（略称：無形文化遺産条約）にもとづいて「代表一覧表」に登録された芸能（民族音楽・ダンス・劇など）、伝承、社会的習慣、儀式、祭礼、伝統工芸技術、文化空間などを指して呼びます。無形文化遺産条約には、無形文化遺産の重要性についての意識を向上させるために、ユネスコ内に設置された政府間委員会によって「代表一覧表」を作成することが定められ、同じ目的で2001年から「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」により選定されていた90件の物件を、この一覧表に含めることを定めています。

「代表一覧表」に登録される基準やタイムテーブルは、2008年の締約国総会で採択された「運用指示書」に細かく示されており、2009年の第1回政府間委員会ですべての代表一覧表が作成されて以来、毎年更新されています。各締約国から提出された提案物件について、政府間委員会に設けられた補助機関が審査し、その後、政府間委員会が最終的に一覧表への記載・登録を決定する仕組みで、世界遺産の審査方法とは異なっています。2020年1月現在、条約締約国は180か国、登録物件は492件です。

日本からは22件が記載・登録されています。

## 3. 世界の記憶（世界記憶遺産）

「世界の記憶」（Memory of the World、略号MoW）は、人類が後世に伝える価値のある世界各国の文書、書物、楽譜、絵画、映画など、動産の記録物を登録・保護し公開することを目的に、1992年にユネスコが始めた事業です。ユネスコの担当部署は情報コミュニケーション局社会部内にあります。

日本ユネスコ国内委員会は2010年から記憶遺産と呼んでいましたが、2016年から「世界の記憶」と呼んでいます。登録（正しくは選定）は2年に1度行われ、ユネスコ事務局長が指名する委員14名による「国際諮問委員会（IAC）」の勧告にもとづきユネスコ事務局長が決定する国際登録と、「世界の記憶・アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）」が決定する地域登録とがあります。世界遺産や無形文化遺産とは異なり、各国政府のほか団体や個人でも登録申請ができます。2017年10月現在、427件の国際登録、46件の地域登録があります。日本に関係する登録は次のとおりです。（裏面へ）

国際登録 ○山本作兵衛の炭鉱記録画 ○慶長遣欧使節関係資料 ○御堂関白記  
○東寺百合文書 ○舞鶴への生還 ○上野三碑 ○朝鮮通信使に関する記録  
地域登録 ○水平社と衡平社・国境を越えた被差別民衆連帯の記録

#### 4. ユネスコエコパーク

1976年に開始された「生物圏保存地域（Biosphere Reserve）」事業は、1970年のユネスコ総会で承認された「人間とその環境との相関関係を研究する政府間学際的長期計画」にもとづいて、ユネスコの自然科学セクターが実施するユネスコ MAB 計画の1部門です。日本ユネスコ国内委員会はこの事業の国内名称を「ユネスコエコパーク」と呼んでいます。MAB（人間と生物圏）計画とは、生物多様性の保護を目的に、自然及び天然資源の持続可能な利用と保護に関する科学研究を行うユネスコの政府間事業です。「世界自然遺産」が、誰もが認める普遍的価値を持つ自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、「ユネスコエコパーク」は生態系の保全と持続可能な利活用との調和を目的としており、保護・保全だけでなく、自然と人間社会の共生に重点を置いています。

現在、日本からは次の10件が登録されています。（2020年10月現在、129か国714件登録）

1. 志賀高原（群馬県、長野県）
2. 白山（富山県、石川県、福井県、岐阜県）
3. 大台ヶ原・大峰山・大杉山（三重県、奈良県）
4. 屋久島・口永良部島（鹿児島県）
5. 綾（宮崎県）
6. 只見（福島県）
7. 南アルプス（山梨県、長野県、静岡県）
8. 祖母・傾（かたむき）・大崩（おおくえ）（大分県、宮崎県）
9. みなかみ（群馬県）
10. 甲武信（こぶし）（山梨県、埼玉県、東京都、長野県）

この事業を推進するため「生物圏保存地域・世界ネットワーク定款」が定められ、加盟国は自国内の審査基準を設け、適当な地域をユネスコに推薦し登録を受けます。日本政府は、ユネスコ国内委員会 MAB 計画分科会の選定する地域を推薦しています。

#### 5. 世界ジオパーク

ジオパークとは、地球科学的な価値をもつ遺産（Geoheritage＝火山・地層・地形・断層等）を含む自然公園を意味し、その事業はこれらの遺産を保全し、教育やツーリズムに活用しながら持続可能な開発を進める地域認定プログラムです。したがって、ユネスコエコパークと世界ジオパークは歴史的背景が全く違いますが、自然地域を保全しながら人間社会のために活用する点で、よく似ています。つまり、ジオパーク事業の対象が地球科学的な自然遺産に限定している点が大きな違いです。

特定の地域が「ジオパーク」を名乗るには、ジオパークネットワークの認定を受けて加盟する必要があります。世界ジオパークネットワーク（GGN）に加盟認定されているジオパークを「世界ジオパーク」と呼びます。ユネスコは、地球環境やエネルギー資源の利用などを課題として1972年から国際地質学連合と共同研究を行い、この国際地質学計画（IGCP）の下で1999年に発足した国際組織が世界ジオパークネットワークとなり、2004年にユネスコの支援事業となりました。更に2015年11月のユネスコ総会で、ユネスコの正式事業に昇格しました。事務局はユネスコ科学局環境・地球科学部内にあります。世界ジオパークは、2019年4月現在、41か国147地域が認定されています。

日本から登録された世界ジオパークは、現在、次の9地域です。

1. 洞爺湖有珠山ジオパーク（北海道）
2. 糸魚川ジオパーク（新潟県）
3. 島原半島ジオパーク（長崎県）
4. 山陰海岸ジオパーク（京都府、兵庫県、鳥取県）
5. 室戸ジオパーク（高知県）
6. 隠岐ジオパーク（島根県）
7. 阿蘇ジオパーク（熊本県）
8. アポイ岳ジオパーク（北海道）
9. 伊豆半島ジオパーク（静岡県）

日本では2008年に「独立行政法人・産業技術総合研究所」の地質調査総合センター内に事務局を置く「日本ジオパーク委員会（JGC）」が発足し、日本ジオパークネットワークを運営しています。2020年4月現在、世界ジオパークの9地域を含め全国に43地域の「日本ジオパーク」があり、日本ジオパーク委員会の推薦を受けると、世界ジオパークネットワークへの加盟申請を行うことができます。

#### （注記）

以上の記事の詳しい内容については、ユネスコ関係の文書、Web資料等によりご確認ください。